

令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

☆ 固定資産税は、土地及び家屋だけでなく、事業の用に供することができる資産も課税の対象です。償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により申告が義務づけられています。納税義務者となるのは毎年1月1日現在、事業用の資産を所有されている方です。

この手引きを参考にされ、令和7年1月1日現在、柳井市内に事業用として所有されている資産をご申告ください。

前年中に資産の異動のない方、廃業・休業された方、申告書が送られてきた方で事業用資産をお持ちでない方も、その旨を申告書の右下の「18.備考欄」へ記入のうえ提出してください。

☆ 償却資産の申告期間

令和7年1月6日（月）から令和7年1月31日（金）まで

- ・令和6年1月から12月末までの資産の異動の申告ですので、1月1日の賦課期日より前は受付できません。
- ・期間間近になると窓口が大変混雑しますので、早めのご提出をお勧めします。

☆ 減価償却資産明細書の添付のお願い

償却資産申告書の内容と「減価償却資産明細書」を照合することにより、適正かつ公正な課税事務を行うものです。（7ページもご覧ください。）
何卒ご理解いただいたうえ、ご協力をお願いします。

☆ 既申告者等の申告書はシステム出力したものを同封しています。控えが必要な場合は提出の際に窓口でお申し出ください。

☆ 種類別明細書は2枚複写です。1枚目が提出用で、2枚目の控用は事業者様で保管してください。

新規で申告される事業者様については、申告書も2枚複写になっています。

☆ なお、郵送で提出される方で、控えの返送を希望される場合は、あらかじめ申請書をコピーし、返送用封筒に切手を貼付したものを同封してください。

◎申告書の提出及び問い合わせ先

〒742-8714

山口県柳井市南町一丁目10番2号

柳井市役所 税務課 固定資産税係

Tel0820-22-2111 内線 135, 136

柳 井 市

《目次》

I 償却資産について	
（１）償却資産とは	・・・ 2
（２）申告が必要な資産	・・・ 2
（３）申告が不要な資産	・・・ 2
（４）償却資産の主な種類と具体例	・・・ 3
（５）建物附属設備における家屋と償却資産の区分	・・・ 3
（６）業種別の主な償却資産の具体例（一部）と耐用年数	・・・ 5
II 償却資産の申告について	
（１）提出書類	・・・ 6
（２）申告期限・申告先	・・・ 8
（３）申告書のマイナンバー・法人番号の記載について	・・・ 8
（４）償却資産の賦課期日と法人の事業年度との関係	・・・ 9
（５）課税標準額の特例の適用を受ける資産	・・・ 9
（６）地方税と国税の主な違い	・・・ 10
III 評価額、税額等の計算について	
（１）評価額の計算方法（旧定率法）	・・・ 11
（２）価格の決定・税率等について	・・・ 11
（３）減価残存率表	・・・ 12

I 償却資産について

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。)をいいます(地方税法第341条第4号<固定資産税に関する用語の意義>)。

具体的には、法人や個人で事業用として所有している資産(工場等の機械設備、賃貸住宅や駐車場等の舗装工事やフェンス、店舗の看板や冷蔵庫などの備品等)が申告の対象となります。なお、「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利または収益を得ることを目的とすることを要しません。したがって、公益法人(財団法人、社団法人等)の行う活動も事業に該当します。

(2) 申告が必要な資産

令和7年1月1日現在において、以下の資産について申告が必要です。

- ① 税務会計上、減価償却となる資産
- ② 建設仮勘定で経理されている資産
- ③ 簿外資産(帳簿には記載されていない資産で、現に所有している資産)
- ④ 遊休・未稼働資産(1月1日現在稼働してないが、事業の用に供することができ、かつ、必要とときすぐに稼働させることができる資産)
- ⑤ 償却済となった資産でも、事業の用に供することができる状態にある資産(償却可能限度額まで減価償却が終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産)
- ⑥ 改良費(資本的支出として資産計上されたものは、本体とは別の新たな資産となりますので申告してください。)
- ⑦ 福利厚生の用に供するもの(医療用施設、食堂施設、寮・社宅等の備品等)
- ⑧ リース資産で、契約内容が割賦販売と同様である資産(借手が申告)
※ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する資産は所有者であるリース会社から申告していただくこととなります。
- ⑨ 使用可能な期間が1年未満または取得価額が20万円未満の償却資産であっても、個別に減価償却しているもの
- ⑩ 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2、第67条の5等の中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産
- ⑪ 赤字決算等の理由で減価償却を行っていない資産でも、所得の計算上、減価償却が可能な資産。また、本来、必要経費に算入されるべき資産。

(3) 申告が不要な資産

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- ② 無形固定資産(例:ソフトウェア、特許権、商標権、電話加入権)
- ③ たな卸資産(商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等)
- ④ 書画、骨董(複製品で、単に装飾目的のみに使用されるものは申告の対象。)
- ⑤ 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産(平成10年3月31日までに取得したものは20万円未満)で、税務会計上一時に損金算入しているものまたは必要経費としているもの
- ⑥ 取得価額が20万円未満で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ⑦ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの(平成20年4月1日以降契約締結のもの)

(4) 償却資産の主な種類と具体例

資産の種類		具体例
構築物	構築物	舗装路面（駐車場、構内舗装）、貯水槽、外灯、フェンス、門・塀・庭園、緑化施設等の外構工事、温室（家屋認定されないもの）、農業用ビニールハウス、看板、カーポート、自転車置場、ガス庫等
	建物附属設備	自家用発電設備、受変電設備、電気設備、給排水設備、内装、内部造作等※「家屋と償却資産の区分表」(P.4)をご参照ください
機械及び装置		土木建設機械（パワーショベル、ブルドーザー等）、医療用機械、ベルトコンベア等の運搬設備、印刷機械等、農業用機械装置、ガソリンスタンド設備（独立キャビン含む）、洗車用設備、太陽光発電設備等
船舶	船舶	ボート、釣船、漁船、貨物船等
航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車両及び運搬具		フォークリフト等の大型特殊自動車（分類番号が「0,00 から 09 及び 000 から 099」、「9,90 から 99 及び 900 から 999」の車両）、構内運搬車等 ※自動車税、軽自動車税の課税対象資産は除く
工具、器具及び備品		看板（ネオンサイン）、パソコン、コピー機、レジスター、テレビ、カラオケ等の音響機器、医療機器、通信機器、ファクシミリ、金庫、理容及び美容機器、冷暖房機器、事務机、応接セット、金型、切削工具、検査工具、測定工具、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機等

(5) 建物附属設備における家屋と償却資産の区分

建物附属設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。

店舗、事務所、工場及び倉庫等を新築または増改築したときに、家屋として評価しないものは、償却資産として評価されることになります。

家屋と設備等の所有者が異なる者（賃借人）が施工した内装・造作及び建築設備等については、すべて償却資産として取り扱いますので、ご申告ください。

家屋と設備等の所有者が同一の場合には、次の家屋と償却資産の区分表を参考にしてください。

○家屋と償却資産の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式		○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等		○			◎
	L A N設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等		○			◎
	インターホン設備	集合玄関機等		○			◎
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ			◎		◎
		配管・配線等		○			◎
避雷設備	設備一式		○			◎	
火災報知設備	設備一式		○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、合併処理浄化槽等		◎		◎	
		配管・高架水槽、受水槽・ポンプ等		○		◎	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）			◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用・床暖房用等）、中央式給湯設備		○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等		○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）		○		◎	
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			◎
	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
上記以外の設備			○			◎	
換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	

外構工事		門、塀、庭園、緑化施設等		◎		◎
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			◎
	駐車場設備	機械式駐車設備、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		◎		◎
	運搬設備	工業用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、業務用厨房設備			◎	
上記以外の設備		○				◎
		洗濯設備、冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン等		◎		◎

(6) 業種別の主な償却資産の具体例（一部）と耐用年数（参考）

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
共 通	駐車場設備、舗装路面(10又は15※A)、看板(10)、エアコン(6)、コピー機(5)、受変電設備(15)、福利厚生施設(寮、娯楽施設等)の構築物・器具備品、簡易間仕切り(3)、内装・内部造作(テナントの場合)等
飲 食 業	厨房設備(5)、看板(10)、テーブル・椅子(5)、レジスター(5)、カラオケ機器(5)、冷凍冷蔵庫(6)、エアコン(6)等
不動産貸付業 (アパート経営等)	外構工事(15)、周囲のフェンス(10)自転車置場(10)、屋外給排水設備(15)、合併処理浄化槽(15)、外灯(10)、ガス庫(15)、監視カメラ(6)、太陽光発電設備(17)、緑化施設(20)、地ならし等の土地の造成又は改良のために要した費用(税務会計上、構築物としているもの)
理・美容業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、エアコン(6)、湯沸かし器(6)等
クリーニング業	洗濯機・乾燥機(13)、脱水機(13)、プレス機(13)、給排水設備(15)、レジスター(5)、エアコン(6)等
小 売 業	冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8 ※A)、レジスター(5)、冷蔵庫(6)、エアコン(6)、看板(10)、自動販売機(5)等
食肉鮮魚販売業	冷凍機(10)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、冷蔵庫(6)、陳列ケース(6又は8※B)、電子秤(5)、レジスター(5)、エアコン(6)等
自動車整備業	旋盤(15)、プレス(15)、圧縮機(15)、測定工具(5)、検査工具(5)、舗装路面(※A)等
土木建設業等	ブルドーザー(8)、パワーショベル(8)、ユンボ(8)、バックホー(8)フォークリフト(4)等

鉄 工 業	受・変電設備(15)、舗装路面(10 又は 15 ※B)、旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10)、圧縮機(10)、測定・検査工具(5)等
医療・薬局業	各種医療機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)等
農業・漁業	ビニールハウス(14)、籾摺り乾燥機(7)、草刈機(7)、漁船(7)、船外機(7)、魚群探知機(7)、GPS(5)、巻上機(7)等

()内の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数の参考です。構造や用途により、上記の例と異なる場合があります。

(※A) 舗装路面 コンクリート、ブロック、れんが又は石敷 (15)
アスファルト、木れんが敷 (10)

(※B) 陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付 (6)
その他 (8)

電 子 計 算 機	パーソナルコンピュータ (サーバー用のものを除く。)	4年
	その他のもの(※C)	5年

(※C) その他のものとは、ワークステーション、ミッドレンジコンピュータ、汎用コンピュータ(メインフレーム)、パソコンサーバーなどがあります。

II 償却資産の申告について

(1) 提出書類

	令和7年1月1日 現在の状況	償却資産 申告書	種類別明細書 【緑色】 (増加資産・ 全資産用)	種類別明細書 【赤色】 (減少資産用)	備考
初 め て 申告される方	資産のある場合	○	○		種類別明細書(増加資産・全資産用)に全資産を記載
	資産のない場合	○			申告書「18.備考欄」に資産なしと記入。
昨 年 度 に 引き続いて 申告される方	①資産が増加した場合	○	○		
	②資産が減少した場合	○		○	
	上記①と②がある場合	○	○	○	
	資産の増減がない場合	○			申告書「18.備考欄」に増減なしと記入。
	廃業・解散等の場合	○			申告書「18.備考欄」に廃業・解散等記入。
企業の電算処理により申告される方		○	○	○	「全資産」と共に「増加資産」及び「減少資産」の明細の提出にご協力ください。
電子申請による申告をされる方		インターネットを利用した地方税電子申告システム(eLTAX:エルトックス)による申告を受けます。			

※その他添付書類・・・課税標準の特例が適用される資産等については、特例内容にかかる資料を提出してください。

① 申告書の記入方法が分からない場合

下記資料をお持ちになり、税務課固定資産税係へお越してください。

1. 固定資産台帳
2. 法人税確定申告書(写)又は所得税確定申告書(写)
3. 減価償却資産の明細が分かる書類
4. 新築、増築の場合は家屋建築契約書または見積書(確定分)

② 減価償却資産明細書の添付のお願い

直近の減価償却資産明細書の添付をお願いします。

償却資産申告書の内容と「減価償却資産明細書」を照合することで、適正な課税事務がなされているか確認するために提出をお願いしています。

提出されていない場合は、改めて文書等にてお問い合わせすることがあります。

「減価償却資産明細書」とは、

◎法人事業者の場合

法人確定申告書の「別表 16」の基となった減価償却資産の内訳（資産名称、取得年月、取得価額、耐用年数、数量）がわかる書類

◎個人事業者の場合

確定申告提出用の決算書または収支内訳書の減価償却資産の内訳（資産名称、取得年月、取得価額、耐用年数、数量）がわかる書類

（減価償却資産がない場合は、個人の場合は直近の所得税確定申告書の決算書又は収支内訳書、法人の場合は法人税概況説明書、別表 16(1)、(2)、(7)及びその明細である固定資産台帳の写し等、減価償却がないことを確認できるものを提出してください）

③ 申告をされない方・虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第 386 条の規定により、10万円以下の過料を科せられることがあるほか、不足額に加えて延滞金を徴収することがありますので、必ず期限内に申告してください。

また、虚偽の申告をされた場合には、同法第 385 条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

④ 調査等について

償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条、第 408 条の規定により、実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

また調査の結果、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合、同法第 17 条の 5 第 5 項の規定により現年度だけでなく過年度に遡及して課税することがありますので、あらかじめご了承ください。

⑤ 国税資料等の閲覧について

⑤の調査のほか、地方税法第 354 条の 2 の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行い、申告内容等についてお問い合わせすることがありますので、ご協力をお願いします。また、地方税法第 353 条の規定により、事業に関する帳簿書類等について提示・提出をお願いすることがあります。

⑥ 価格に不服がある時

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、文書をもって柳井市固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

また、この審査の申し出に対する決定を経た場合において、なお不服があるときは、当該決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

(2) 申告期限・申告先

申告期限：令和7年1月31日（金）

柳井市役所税務課固定資産税係へ申告期限までに提出してください。

(3) 申告書のマイナンバー・法人番号の記載について

●申告書への記載方法

個人の方は12桁の個人番号（マイナンバー）を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。

●本人確認の方法

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施します。

個人番号を記入した申告書を窓口で提出する際は、個人番号の「番号確認ができる書類」と、申告書を提出する方の「身元確認ができる書類」の提示が必要です。申告書を郵送で提出する場合は、本人確認書類のコピーを申告書に添付し送付してください。

また、代理人が提出される場合は、本人の個人番号が確認できる書類と、代理人の身元確認書類及び代理権の確認できる委任状などが必要になりますので、別紙の代理権授与通知書をご利用ください。

なお、電子申告（eLTAX）により申告する場合や法人番号を記載する場合は、本人確認書類は不要です。

※個人番号の記載がない場合や、本人確認ができない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。（個人番号が記載されていないものとして受理いたします。）

<本人が申告書を提出する場合>

本人の番号確認及び身元確認を実施します。それぞれいずれか1つを提示、または写しの提出をお願いします。

※マイナンバーカードをお持ちの方は1枚で両方の確認ができます。

番号確認資料	●個人番号カード【裏面】 ●通知カード（記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合） ●個人番号が記載された住民票や住民票記載事項証明書等
身元確認資料	●個人番号カード【表面】 ●運転免許証等の顔写真付身分証明書等 ※健康保険証や年金手帳等の顔写真のない身分証明書の場合は2点

＜代理人が申告書を提出する場合＞

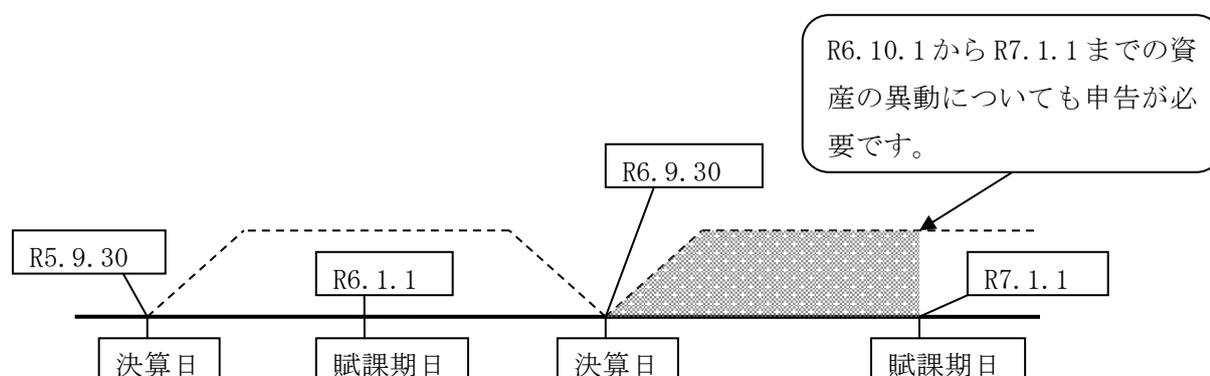
代理人が本人の個人番号を記載した申告書を提出する場合は、本人の番号確認、代理人の身元確認、及び代理権の確認できる書類を確認します。それぞれいずれか1つを提示、または写しの提出をお願いします。

本人の番号確認資料の写し	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の個人番号カード【裏面】の写し ●本人の通知カードの写し（記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合） ●個人番号が記載された本人の住民票や住民票記載事項証明書の写し等
代理人の身元確認資料	<ul style="list-style-type: none"> ●代理人の個人番号カード【表面】 ●代理人の運転免許証等の顔写真付身分証明書 ※健康保険証や年金手帳等の顔写真のない身分証明書の場合は2つ ●代理人の税理士証票 ●税理士の補助者または事務員であることを証する書類等
代理権確認資料	<ul style="list-style-type: none"> ●税務代理権限証書 ●委任状等

（４）償却資産の賦課期日と法人の事業年度との関係

償却資産も、土地及び家屋と同様に賦課期日（毎年1月1日）現在に所有している資産がその年の固定資産税の課税対象となります。そのため、法人の事業年度の末日（決算日）が賦課期日と異なる場合で、事業年度の末日以降賦課期日までに資産の異動があったときは、それらの資産についても申告が必要です。

（例） 1年決算法人で決算日が9月30日の場合



（５）課税標準額の特例の適用を受ける資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条、同法附則第15条の2、同法附則第15条の3、同法附則第64条の規定に該当する資産については、一定の要件のもとに固定資産税が軽減されます。それらの資産を所有する場合は、種類別明細書の右端の「摘要」欄にその摘要条項を記入し、新規取得時には特例適用の事実を証明する書類を添付して申告してください。なお、これらの資産については、法令の改正により変更されることがあります。

(6) 地方税と国税の主な違い

項 目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は、固定資産税定率法を適用 (固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる) ※法人税法の旧定率法で用いる減価率と同じ	※【平成28年4月1日以降取得】 定率法、定額法等の選択制 (建物及び構築物・建物附属設備については定額法) ※【平成19年4月1日～平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制 (建物については定額法) ※【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法の選択制 (建物については旧定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度 (注1)	認められない	認められる
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められない	認められる
少額減価償却資産の即時償却(注2)	認められない	認められる
増加償却(注3) (所得税・法人税)	認められる	認められる
評価額の最低限度	取得価額の5/100	備忘価額(1円)まで

(注1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。

(注2) 租税特別措置法第28条の2、第67条の5の規定によるもの。

(注3) 増加償却または陳腐化資産の一時償却を行った場合は、税務署への届出書の写しを添付してください。

※ その他 短縮耐用年数承認を受けている場合は、国税局の承認通知書の写しを添付してください。

Ⅲ 評価額、税額等の計算について

(1) 評価額の計算方法(旧定率法)

申告していただいた資産を1件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。
資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして評価額を算出します。

前年中に取得のもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率(A)=評価額

前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率(B)=評価額

※(A)及び(B)は、次頁の減価残存率表に掲げる耐用年数に応ずる(A)欄(B)欄の減価残存率をいいます。

毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%に達するまで償却します。取得価額の5%未満になる場合は、5%となります。

(例)取得価額1,000,000円、取得時期令和6年4月、耐用年数4年の場合

(A)は0.781、(B)は0.562。取得価額の5%は50,000円。

令和7年度	1,000,000円	×	0.781	=	781,000円
令和8年度	781,000円	×	0.562	=	438,922円
令和9年度	438,922円	×	0.562	=	246,674円
令和10年度	246,674円	×	0.562	=	138,630円
令和11年度	138,630円	×	0.562	=	77,910円
令和12年度	77,910円	×	0.562	=	43,785円 < 50,000円

令和12年度で算出額が取得価額の5%より小さくなりますので、以降50,000円で評価されます。(固定資産税の課税標準額の対象となります。)

(2) 価格の決定・税率等について

区 分	説 明
価格の決定	償却資産の価格等は、申告された資産の取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価し、3月31日までに市長が価格(評価額)を決定します。
決定価格	地方税法第410条の規定により、「評価額の合計」が決定価格になります。(「課税標準額の特例」の適用がある場合を除き、決定価格が課税標準額となります。)
課税標準額	1月1日現在の価格(評価額)で、課税台帳に登録された価格をいいます。
税額・税率	税額は土地、家屋と合算して、課税標準額(1,000円未満切捨て)×税率1.4%で算定します。(100円未満切捨て)
免 税 点	課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。 <u>ただし、地方税法第383条の規定により申告はしなければなりません。</u>
納 期	一括または4回に分けて納めていただきます。

(3) 減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの (A)	前年前取得のもの (B)		前年中取得のもの (A)	前年前取得のもの (B)		前年中取得のもの (A)	前年前取得のもの (B)
			31	0.964	0.928	61	0.981	0.963
2	0.658	0.316	32	0.965	0.931	62	0.982	0.964
3	0.732	0.464	33	0.966	0.933	63	0.982	0.964
4	0.781	0.562	34	0.967	0.934	64	0.982	0.965
5	0.815	0.631	35	0.968	0.936	65	0.982	0.965
6	0.840	0.681	36	0.969	0.938	66	0.983	0.966
7	0.860	0.720	37	0.970	0.940	67	0.983	0.966
8	0.875	0.750	38	0.970	0.941	68	0.983	0.967
9	0.887	0.774	39	0.971	0.943	69	0.983	0.967
10	0.897	0.794	40	0.972	0.944	70	0.984	0.968
11	0.905	0.811	41	0.972	0.945	71	0.984	0.968
12	0.912	0.825	42	0.973	0.947	72	0.984	0.968
13	0.919	0.838	43	0.974	0.948	73	0.984	0.969
14	0.924	0.848	44	0.974	0.949	74	0.984	0.969
15	0.929	0.858	45	0.975	0.950	75	0.985	0.970
16	0.933	0.866	46	0.975	0.951	76	0.985	0.970
17	0.936	0.873	47	0.976	0.952	77	0.985	0.970
18	0.940	0.880	48	0.976	0.953	78	0.985	0.971
19	0.943	0.886	49	0.977	0.954	79	0.985	0.971
20	0.945	0.891	50	0.977	0.955	80	0.986	0.972
21	0.948	0.896	51	0.978	0.956	81	0.986	0.972
22	0.950	0.901	52	0.978	0.957	82	0.986	0.972
23	0.952	0.905	53	0.978	0.957	83	0.986	0.973
24	0.954	0.908	54	0.979	0.958	84	0.986	0.973
25	0.956	0.912	55	0.979	0.959	85	0.987	0.974
26	0.957	0.915	56	0.980	0.960	86	0.987	0.974
27	0.959	0.918	57	0.980	0.960	87	0.987	0.974
28	0.960	0.921	58	0.980	0.961	88	0.987	0.974
29	0.962	0.924	59	0.981	0.962	89	0.987	0.974
30	0.963	0.926	60	0.981	0.962	90	0.987	0.975

太陽光発電設備を設置された方へ

① 申告が必要な方

住宅や店舗、アパート等の屋上等、また、田、畑、山林等へ設置された事業用の太陽光発電設備は償却資産に該当し、申告の対象となります。個人の住宅用であっても10kW以上の太陽光発電設備を設置して、経済産業省の再生可能エネルギー固定買取制度の認定を受けて売電する場合は、事業用資産として申告の対象となります。申告の際は、償却資産申告書の〈15市内における事業所等資産の所在地〉に設置場所の記入もお願いします。

設置者	10kW以上の太陽光発電設備	10kW未満の太陽光発電設備
個人（住宅用）	※事業用資産となり申告対象	住宅用設備として申告対象外
個人（事業用）	事業用資産となり申告対象 余剰・全量売電の契約に関わらず、すべて申告対象になります。	
法人用		

※家屋と一体の建材(屋根材など)として設置されている場合は、家屋として評価されるため、申告は不要です。

② 課税標準の特例について

地方税法附則第15条第25項及び法施行規則附則第6条第55項に規定する設備を取得された場合は、固定資産税が課されることとなった年度から3年分の間、課税標準が減額されます。それらの資産を所有する場合は、種類別明細書の右端の「摘要」欄にその摘要条項を記入し、新規取得時には以下の表の必要書類を添付して申告してください。

発電出力	特例割合	条件	必要書類
1,000kW以上	4分の3	(令和2年4月1日～令和6年3月31日取得の場合) ・固定価格買取制度の認定を受けていないもの ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金による補助を受けて設置された自家消費型太陽光発電設備	再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し
1,000kW未満	3分の2	(令和6年4月1日～令和8年3月31日取得の場合) ・固定価格買取制度の認定を受けていないもの ・ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備、又は認定地域脱炭素促進事業計画に従って取得した一定の設備	

※詳しくは、経済産業省 資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。

太陽光発電設備の保守点検等について（市民生活課からのお知らせ）

- ・設備の異常に気付くのが遅れないように、保守点検等を行いましょう。
- ・安全な場所で目視点検を行い、異音、異臭、著しい汚れ、破損や変形等が無いことを確認しましょう。
- ・樹木や雑草等を適切に管理することで、陰による発電量の低下や近隣への害虫被害の防止に役立ちます。
- ・外部から見えやすい場所に連絡先等を明示すると、異常時に連絡が届くことがあり早急に対処できます。
- ・異常と思われる場合、専門技術者への相談等により詳細に点検し、状態が悪ければ補修等を行いましょう。